

## 児童クラブのしおり

児童クラブは、放課後や長期休業中に就労、疾病その他の理由により保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び、生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

### 1. 運営内容

#### 【1-1】施設内容

名 称	所 在 地	電話番号	定員(概ね)
富士見小学校児童クラブ やまクラブ室	富士見町富士見 2882 番地 富士見小学校敷地内	62-3153	80 人
富士見小学校児童クラブ 森クラブ室		78-8181	70 人
本郷小学校児童クラブ	富士見町立沢 5050 番地 本郷小学校敷地内	62-6599	60 人
境小学校児童クラブ	富士見町境 8941 番地 境小学校内	64-2051	38 人

#### 【1-2】対象者

次のいずれかに該当する町内小学校に在学する児童

①就労、疾病等により昼間家庭に保護者のいない家庭

②その他やむを得ない事情にあると教育委員会が認めた児童

※疾病その他の事由により集団生活に適さないとき、または児童クラブの管理運営上、支障があるときは入所の許可をしないことがあります。

#### 【1-3】開設日・時間

	詳細	開 設 時 間
開設日	・学校登校日	下校時～午後6時45分
	・土曜日(富士見小児童クラブで開所)	午前8時～午後6時45分
	・学校の振替休日、計画休業日	
	・長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)	
休業日	日曜日、祝日、お盆、年末年始、3月31日	—

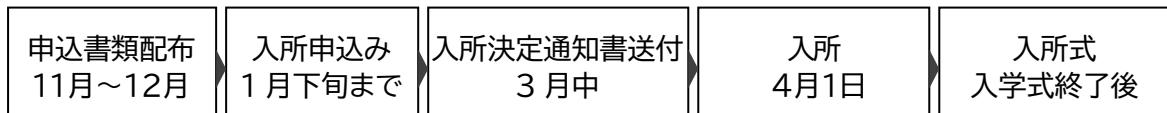
※学校の行事等により変更する場合があります。隨時、児童クラブからお知らせします。

#### 【1-4】活動内容

児童クラブでは支援員を配置し、「子どもたちの生活指導及び安全の確保」、「遊びや行事を通じて、自主性、社会性及び創造性を身につけるための手助け」、「子どもたちの健康面、生活面への配慮」、「その他子どもたちの健全な育成上必要な業務」を行います。

※児童クラブでは宿題などを行う習慣を身につけるよう声掛け等は行いますが、宿題の中身まではチェックしません。

#### 【1-5】入所までの流れ



※ 新1年生は4月1日より入所できますが、入学式後の「入所式」には必ず保護者同伴で出席してください。

※ 年度途中に入所希望の方は、利用開始希望日の3週間前までに手続きをお願いします。

## 2. 入所手続き

### 【2-1】入所申込手続き

入所を希望する場合の手続きは次のとおりです。

#### (1) 入所申請時の提出書類

書類名等	注意事項
入所申請書	・新規入所の児童のみ入所申請書を提出してください。
就労証明書(両親分)	・勤務先にて証明を受けてください。 ・弟妹の保育園入所等にあたり同様の書類を提出された方は不要です。
口座振替依頼書・申込書	・申込書が必要な方は子ども課幼児保育係までお問合せ下さい。 ・前年度3月1日に入所中の方は、翌年度に登録口座をそのまま継続しますので変更が必要な方はお申し出ください。 ・過去に児童クラブで登録していた口座を再登録する場合は、お申し出いただければ提出は不要です。

※ 継続利用の方は年に一度利用希望の確認があります。

※ 「入所申請書」「就労証明書」は町のホームページからもダウンロードできます。

「口座振替依頼書・申込書」は複写式となるため、ダウンロードできません。

振替口座の登録印があれば、窓口で記入いただけます。



【町ホームページ】

#### (2) 書類の受付

提出窓口…富士見町役場 子ども課幼児保育係(役場2階①窓口)

※ 保育園・学校での手続きはできません。継続の方は電子申請で受け付けます。

### 【2-2】利用変更・休所・退所手続き

次の場合には、必ず申請をしてください。それぞれ電子申請で受け付けます。

内 容	申請フォーム
申請した内容に変更が生じた場合(利用変更届)	
児童クラブを休所とする場合(休所届)	
児童クラブから退所しようとする場合(退所届)	

※ 届け出は15日までに提出すれば、当月の変更も可能です。15日を過ぎてしまうと翌月からの変更となります。

※ 退所届を提出する際は、15日を過ぎてしまうと1日も利用がない場合でも月額料金をお支払いいただきます。

### 3. 利用方法および利用料金

#### 【3-1】

##### (1) 利用方法及び料金表

利用方法により利用可能日や利用料金が異なりますので、ご留意ください。

利用方法	児童クラブの利用可能日			利用料金	
	学校登校日	学校休業日		※ 月額料金+(学校休業日利用料×利用日数)の合計が月の利用料となります。	
		・土曜日 ・学校の振替休日、計画休業日	長期休業日 (春休み、夏休み、冬休み)	月額料金	日額料金 (学校休業日利用料)
通年	○	○	○	3,000 円	600 円
学校登校日のみ	○	—	—	3,000 円	—
長期休業日のみ	—	—	○	3,000 円	600 円

※登録がある月には、1日も利用が無い場合も料金をお支払いいただきます。利用しない月の場合は、必ず休所届をご提出ください。(当月変更の場合は、15日までに提出してください)

##### (2) 減免

父母及びそれ以外の扶養義務者の市町村民税により減免の適用があります。

※ 市町村民税額は保護者の収入(両親の合算)で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。

区分	月額料金	日額料金
生活保護法の被保護世帯	全額免除	全額免除
前年度分の市町村民税非課税世帯		
市民税が均等割のみ課税世帯のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のいない女子、または男子で現に児童を扶養している世帯	1,500 円	300 円

##### (3) 再算定

利用料金の減免算定に係る市町村民税は、当該年度の 8 月までを前年度で判定し、9 月以降は当該年度で判定します。利用料の変更があるご家庭については、個別に通知します。家庭状況によっては、父母以外の親族(世帯)の税額から決定することがあります。

#### 【3-2】 納付方法

- 児童クラブ利用料のお支払いは原則、口座振替となります。
- 口座振替日は、児童クラブを利用した翌月の 20 日(土日祝日の場合は翌営業日)です。  
20日に振替不可の場合は、翌月5日に再振替を行います。

※信州諏訪農業協同組合は、再振替はなく納付書を郵送します。

- やむを得ず現金納付となる場合は、納付書に記載されている納期限をご確認ください。

<取り扱い金融機関>

- 八十二銀行
- 信州諏訪農業協同組合

## 4. 利用にあたってのお願い

### (1) マチコミメールへの登録について

保護者への連絡手段として連絡アプリ「マチコミメール」を導入しています。**児童クラブの欠席連絡はマチコミメールを利用して受け付けますので、必ずご登録ください。**また、児童クラブからの連絡や緊急時にも利用しますので、配信内容については、必ずご確認いただくようお願いいたします。

※ マチコミメール登録方法については、入所決定通知書に同封いたします。

### (2) 持ち物

持ち物には必ず名前をつけてください。その他必要な物は児童クラブから連絡をします。

- ・児童クラブに置いておくもの…上履き、着替え、コップ、おやつ
- ・休業日の持ち物…お弁当、水筒、おやつ(2回分)※おやつは飴・ガムは禁止です。

※ 量についてもご配慮ください。詳細については児童クラブから連絡します。

### (3) 児童クラブへの連絡

欠席する場合は、マチコミメールにより必ず事前に児童クラブへ連絡をしてください。無断で欠席された場合の児童のケガ・事故については対応できませんのでご承知ください。

### (4) 保険

児童クラブの開設時間中における児童の万一の事故、負傷のときは、学校保険の給付対象外となります。これらの負傷等に備えて傷害保険(スポーツ安全保険)に加入いただきます。(加入金は町負担となります)

### (5) 保護者の送迎

#### <学校登校日>

- ・児童クラブの終了時刻は午後6時45分です。保護者のお迎えが午後6時45分を過ぎることのないようにお願いします。
- ・普段と違う方が来られる場合は、あらかじめお迎えに来る方の氏名を児童クラブへご連絡ください。
- ・お迎えは支援員に声掛けしてからお帰りください。

#### <学校休業日>

- ・学校休業日は保護者の責任で児童を支援員に直接引き渡してください。
- ・学校休業日の開始時刻は午前8時です。午前8時前に児童のみを児童クラブへ送り届けた場合のケガ・事故等には対応できません。
- ・特別な事情等により開所前に預ける必要がある場合は、必ず事前に児童クラブ又は幼児保育係までご相談ください。

### (6) 感染症予防による利用制限について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ流行期による学級閉鎖の際は、状況に応じて感染を防ぐための対応をとることがあります。

### (7) 緊急の場合について

ケガや事故により迎えが必要と判断した場合、保護者に連絡します。迎えまで時間がかかり緊急を要する場合は、支援員により病院受診や救急車の手配等を行います。

## 5. おやつ・昼食等について

### (1) おやつの持込みについて

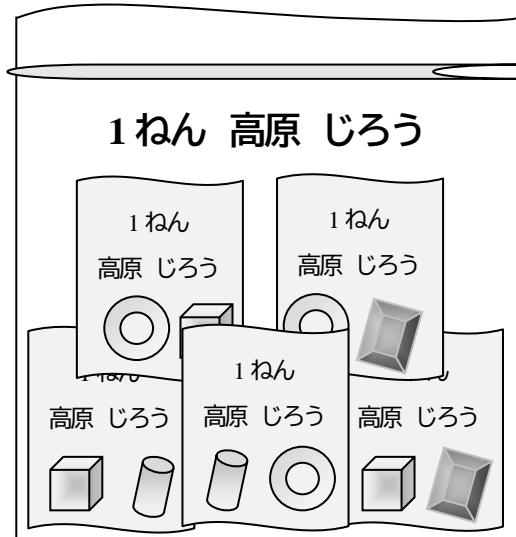
- 平日のおやつは、夕食にさしつかえない範囲のおやつを各ご家庭で用意していただき、事前に児童クラブに持ち込んでください。
- 休業日や給食のない日は、お弁当・水筒とおやつ類(休業日は1日2回分)を持たせてください。  
※17時前のお迎えの方や、お子さんの希望等によりおやつは不要と判断される場合は、おやつの準備は不要です。

#### ＜おやつ持ち込み時のルール＞

トラブルを避けるため、ルールのご理解とご協力をお願いします。

##### ①名前を書いた袋にいれる

- 他の児童のおやつと間違えないようにするために、透明のジッパー袋に大きく学年と名前を書き、その中におやつを入れてください。
- 数日間分のおやつを預ける場合には、1日分ずつを記名したジッパー袋に入れ、大きめの袋(ジッパー袋または透明なレジ袋)にまとめてお預けください。まとめて入れる袋にも、必ず学年と名前を記入してください。
- 一度にお預けいただくのは、多くても10日分までとします。(補充・入れ替えについては保護者の方からお声がけください。)
- 長期休暇前や、利用期間が空く場合は、おやつを持ち帰ってください。



##### ②保護者が事前に児童クラブに持ち込む

- おやつは学校には絶対に持って行かず、保護者の方がお迎えの時など、直接児童クラブに持ち込んでください。
- お子さんが学校に行く際、荷物の中におやつを入れると、トラブルの原因となることがありますので絶対にやめてください。

### (2) おやつの種類・量について

1回分のおやつは、個別包装されたもので、2~3袋程度としてください。

#### ★おやつの注意点

- ガム、飴、こんにゃくゼリー、ジュース類は禁止です。
- 食べ終わるまでに時間がかかるものは避けてください。
- 夏の時期は、暑さで溶けたり傷みやすいものは避けてください。

### (3) その他

- おやつを忘れた場合は、クラブで代わりのおやつを用意することができませんのでご容赦ください。
- 食物アレルギー等のトラブルを防ぐため、子ども同士のおやつの交換や、あげたりもらったりすることはできません。各ご家庭で、お子さんへ指導していただくようお願いします。

やくそく

## おやつをもってくるときの約束

なまえ ふくろ い

### ★名前をかいた袋に入れましょう

りょう めやす こべつ ほうそう

こ

### ★量の目安は個別に包装されているおやつ2~3個

おやつの例



がくねん なまえ か  
学年と名前を書きましょう。  
ゆせい

油性ペンでもOK。  
こぶくろ きめい おねがい  
※小袋にも記名をお願いします。

※もってきていけないおやつ

るい

◆ガム ◆あめ ◆こんにゃくゼリー ◆ジュース類

※トラブルをふせぐため、さけてほしいおやつ

たべおわる じかん

◆食べ終わるまでに時間がかかるもの。

なつ あつさ とけたりいたんだり

◆夏の暑さで、溶けたり傷んだりしやすいもの。

き  
気をつけましょう

☆ わす  
忘れない (かわいなおやつはありません)

☆ こうかん  
交換しない

※お子様と一緒におやつの約束について確認をお願いします。

富士見小学校児童クラブ

## 6. 安全管理について

---

富士見町児童クラブでは子どもたちの安心・安全な居場所づくりのために安全管理の手引きを作成しており、各児童クラブに設置しております。支援員の研修や、緊急時の対応についても安全管理の手引きに基づいて行っております。

お問い合わせ先  
富士見町役場  
子ども課 幼児保育係  
TEL 62-9237